

警察庁組織令の一部を改正する政令案要綱

- 一 長官官房に置かれる参事官の数を六人とする。(第五条関係)
- 二 刑事局に新たに捜査支援分析管理官一人を置き、その所掌事務を定めるとともに、同局刑事企画課の所掌事務を改める。(第二十一条、第二十二条及び第二十五条関係)
- 三 刑事局組織犯罪対策部企画分析課の所掌事務を改めるとともに、同課を同部組織犯罪対策企画課とするほか、同部に置かれる犯罪収益移転防止管理官一人を廃止する。(第二十一条及び第二十七条関係)
- 四 関東管区警察局に置かれる総務部を総務監察部に改めるとともに、同管区警察局に置かれる監察部を廃止する。(第四十七条関係)
- 五 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。(附則関係)